

兵庫県警察国民保護計画（例規甲）

平成22年2月8日
兵警備例規甲第1号

兵庫県警察国民保護計画を下記のとおり定め、平成22年2月8日から実施する。

記

兵庫県警察国民保護計画

第1 総則

1 趣旨

- (1) この計画は、兵庫県警察（以下「県警察」という。）が行う武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民保護措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）及び緊急対処事態（事態対処法第25条第1項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）における緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項の「緊急対処保護措置」をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 県警察が行う国民保護措置及び緊急対処保護措置については、事態対処法、国民保護法、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）、兵庫県警察警備実施要綱（昭和39年兵庫県警察本部訓令第22号。以下「要綱」という。）その他別に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

2 基本方針

- (1) 武力攻撃事態等又は緊急対処事態の発生時には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、警察各部門が相互に連携して、総合的かつ一体となった国民保護措置又は緊急対処保護措置を推進する。
- (2) 国民保護措置又は緊急対処保護措置を推進するに当たっては、県及び関係市町、消防、自衛隊等と相互に緊密な連携を図るとともに、警察庁及び他の都道府県警察との連携にも配慮し、措置の万全を期する。

第2 武力攻撃事態等における活動体制

1 招集等

- (1) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、武力攻撃事態等に至ったときは、招集命令又は待機命令を発する。
- (2) 警察職員（以下「職員」という。）は、武力攻撃事態等に至ったときは、速やかに自己の所属に参集しなければならない。
- (3) 前記(1)又は(2)の規定による招集命令若しくは待機命令又は参集は、要綱第3章の定めるところにより行う。

2 兵庫県警察国民保護対策本部

(1) 設置

武力攻撃事態等に至ったときは、その発生地にかかわらず、警察本部に兵庫県警察国民保護対策本部（以下「県警察対策本部」という。）を設置する。

(2) 任務

県警察対策本部は、県警察が行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に行うため、国民保護措置に係る事務を統括し、必要な調整を行うものとする。

(3) 組織及び編成

ア 県警察対策本部は、対策本部長、対策副本部長、幕僚その他所要の人員をもって構成する。

イ 県警察対策本部の事務を分掌するため、県警察対策本部に所要の班を置く。

ウ 県警察対策本部の編成及び班の任務は、県警察対策本部編成表（別表第1）のとおりとする。ただし、本部長は、武力攻撃事態等の具体的な状況に応じて、これと異なる編成及び任務とすることができる。

エ 県警察対策本部の各所属ごとの要員差出数については、警備部長が、本部長の承認を得て定める。

(4) 部隊

ア 部隊活動を伴う国民保護措置に対処するため、県警察対策本部の下に部隊を置き、その編成及び任務は、部隊編成表（別表第2）のとおりとする。ただし、本部長は、武力攻撃事態等の具体的な状況に応じて、これと異なる編成及び任務とすることができる。

イ 部隊の各所属ごとの要員差出数については、警備部長が、本部長の承認を得て

定める。

(5) 通知

本部長は、県警察対策本部を設置したときは、速やかに、警察署長（以下「署長」という。）及び警察庁に通知するものとする。

3 兵庫県警察警備対策本部

(1) 設置

兵庫県の区域において武力攻撃事態等に至るおそれのある事案が発生したとき、又は本部長が必要があると認めたときは、警察本部に兵庫県警察警備対策本部を設置する。

(2) 任務

兵庫県警察警備対策本部は、武力攻撃事態等に至るおそれのある事案に対して県警察が行うべき諸対策に係る事務を統括し、必要な調整を行うものとする。

(3) 準用

前記2の(3)から(5)までの規定は、兵庫県警察警備対策本部の設置について、準用する。

(4) 移行

兵庫県警察警備対策本部を設置した場合において、武力攻撃事態等に至ったときは、県警察対策本部に移行するものとする。

4 兵庫県警察警備連絡室

(1) 設置

武力攻撃事態等に至るおそれのある情報を入手したときは、警察本部に兵庫県警察警備連絡室（以下「県警察連絡室」という。）を設置する。

(2) 任務

県警察連絡室は、兵庫県国民保護計画（以下「県保護計画」という。）に基づいて県に設置される兵庫県危機管理連絡会議等との連絡及び調整並びに武力攻撃事態等に関する情報収集その他の初動措置を行うものとする。

(3) 組織及び編成

ア 県警察連絡室は、連絡室長、副室長その他所要の人員をもって構成し、その編成は、県警察連絡室編成表（別表第3）のとおりとする。

イ 県警察連絡室の各所属ごとの要員差出数については、警備部長が、本部長の承

認を得て定める。

(4) 通知

本部長は、県警察連絡室を設置したときは、速やかに、署長及び警察庁に通知するものとする。

5 警察署国民保護対策本部、警察署警備対策本部及び警察署警備連絡室

署長は、前記2の(5)(前記3の(3)において準用する場合を含む。)又は4の(4)の規定による通知を受けたときは、警察署において実施すべき国民保護措置並びに県警察対策本部、兵庫県警察警備対策本部若しくは県警察連絡室又は関係機関との連絡及び調整を的確かつ迅速に実施するため、警察署国民保護対策本部(以下「警察署対策本部」という。)、警察署警備対策本部又は警察署警備連絡室(以下「警察署連絡室」という。)を設置するものとする。

6 公安委員会の招集要請

本部長は、武力攻撃事態等に至った場合において、公安委員会の定例会議又は臨時会議が招集されていないときは、兵庫県公安委員会運営規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第1号)第3条第4項の規定により、速やかに、公安委員長に臨時会議の招集を要請するものとする。

7 兵庫県国民保護対策本部等との連携

(1) 本部長は、県保護計画に基づき、兵庫県国民保護対策本部(以下「県国民保護対策本部」という。)又は兵庫県危機管理対策本部が設置されたときは、同対策本部の本部員として参集するものとする。ただし、県警察が行うべき国民保護措置を実施するため特に必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、所要の代替要員を派遣して、同対策本部と緊密な連携を図るものとする。

(2) 警備部警備課長は、県保護計画に基づき、兵庫県危機管理連絡会議が設置されたときは、同連絡会議の構成員として参集するものとする。ただし、県警察が行うべき警備措置を実施するため特に必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、所要の代替要員を派遣して、同連絡会議と緊密な連携を図るものとする。

(3) 県警察対策本部は、市町国民保護計画(以下「市町保護計画」という。)に基づき、市町国民保護対策本部が設置されたときは、必要に応じて同対策本部に所要の要員を派遣し、緊密な連携を図るものとする。

(4) 県警察対策本部は、県保護計画又は市町保護計画に基づき、現地対策本部が設置

されたときは、必要に応じて同対策本部に所要の要員を派遣し、緊密な連携を図るものとする。

- (5) 県警察対策本部は、市町保護計画に基づき、現地調整所が設置されたときは、必要に応じて同調整所に所要の要員を派遣し、現場における関係機関との連携の強化、情報の共有化及び活動の調整を行うものとする。

第3 国民保護措置等

1 情報の報告等

県警察対策本部は、武力攻撃事態等に係る情報を入手したときは、直ちに、警察庁に報告し、並びに県及び関係市町に通報するものとする。

2 警報等

(1) 警報に対する対応

ア 署長への通知

県警察対策本部は、警察庁又は知事から警報（国民保護法第44条の警報をいう。以下同じ。）の内容についての通知があったときは、直ちに、その内容を署長に通知するものとする。警察庁又は知事から警報の解除についての通知があったときも、同様とする。

イ 住民に対する伝達

県警察対策本部及び警察署対策本部は、市町長と協力し、交番、駐在所、自動車警ら班等の勤務員を運用し、拡声器や標示を活用するなど、住民に対して、警報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。

(2) 緊急通報に対する対応

ア 署長への通知及び警察庁への報告

県警察対策本部は、知事から緊急通報（国民保護法第99条に規定する緊急通報をいう。以下同じ。）の内容についての通知があったときは、直ちに、その内容を署長に通知し、及び警察庁に報告するものとする。

イ 住民に対する伝達

県警察対策本部及び警察署対策本部は、市町長と協力し、交番、駐在所、自動車警ら班等の勤務員を運用し、拡声器や標示を活用するなど、住民に対して、緊急通報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。

3 住民の避難

(1) 避難措置の指示に対する対応

ア 署長への通知

県警察対策本部は、警察庁又は知事から避難措置の指示（国民保護法第52条第2項に規定する避難措置の指示をいう。以下同じ。）の内容についての通知があったときは、直ちに、その内容を署長に通知するものとする。警察庁又は知事から避難措置の指示の解除についての通知があったときも、同様とする。

イ 避難措置の指示に係る調整

県警察対策本部は、警察庁又は知事から避難措置の指示の内容についての通知があった場合において、県の区域に要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号に規定する要避難地域をいう。以下同じ。）があるときは、知事に対して、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法について、必要な意見を述べるものとする。この場合において、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）の規定に基づく港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針が策定され、又は策定されることが見込まれるときは、その内容について、配意するものとする。

(2) 避難の指示に対する対応

ア 署長への通知及び警察庁への報告

県警察対策本部は、知事から避難の指示（国民保護法第54条第2項の指示をいう。以下同じ。）の内容についての通知があったときは、直ちに、その内容を署長に通知し、及び警察庁に報告するものとする。知事から避難の指示の解除についての通知があったときも、同様とする。

イ 住民に対する伝達

県警察対策本部及び要避難地域を管轄する警察署の警察署対策本部は、市町長と協力し、交番、駐在所、自動車警ら班等の勤務員を運用し、拡声器や標示を活用するなど、要避難地域に居住する住民に対して、避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。

ウ 避難実施要領策定への支援

要避難地域を管轄する警察署の警察署対策本部は、避難の指示の内容について、県警察対策本部から通知があったときは、市町長による避難実施要領（国

民保護法第61条第1項の避難実施要領をいう。以下同じ。)の策定のため、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱防止の観点から必要な意見を述べるものとする。

エ 避難実施要領の集約

市町長が策定した避難実施要領については、国民保護法第61条第3項の規定による通知を受けた署長が、直ちに、その内容を県警察対策本部に通報することにより、県警察対策本部において集約するものとする。

(3) 避難住民の誘導

ア 避難誘導の円滑化

県警察対策本部は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、秩序の維持、総合的画像情報伝送システム(以下「ヘリテレ」という。)による情報収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

イ 避難誘導の要請の集約

市町長からの避難住民の誘導の要請については、国民保護法第63条第1項の規定による要請を受けた署長が、直ちに、その内容を県警察対策本部に通報することにより、県警察対策本部において集約するものとする。

ウ 関係機関との役割分担

県警察対策本部は、避難住民の誘導を行うときは、県、市町、海上保安庁、自衛隊等との間で適切に役割分担を行い、これらの者との連携を密にして、できる限り自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行うなど、秩序だった避難の実施を図るものとする。

エ 警告又は指示

避難住民を誘導する警察官は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をするものとする。

オ 輸送支援

県警察対策本部は、病院、障害者福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者及び市町だけでは、十分な輸送手段を確保できないときは、警ら用無線自動車、警察用航空機等による輸送支援を行うもの

とする。

カ 県の区域を越える避難の場合の措置

県警察対策本部は、警察庁又は知事から避難措置の指示の内容についての通知があった場合において、県の区域を越える避難となるときは、必要に応じ、関係都道府県知事による避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議に参画するものとする。

キ 被留置者対策

武力攻撃事態等における被留置者の取扱いについては、県警察対策本部において各留置施設の状況を集約し、必要な調整を図った上、留置業務管理者が留置施設管理運営規程（平成19年兵庫県警察本部訓令第13号）第102条の規定に基づいて行うものとする。

(4) 避難所等における住民の安全確保

ア 要避難地域の犯罪の予防

県警察対策本部は、避難終了後の要避難地域において、定期的に巡回を行い、犯罪の予防等に努めるものとする。

イ 避難先地域の安全確保

県警察対策本部は、避難先地域（国民保護法第52条第2項第2号に規定する避難先地域をいう。以下同じ。）において、自主防犯組織等と連携しつつ、合同でのパトロール活動や生活の安全に関する情報の提供等を行うものとする。この場合において、多数の者が利用する施設の管理者に対しては、警備の強化を要請するなどして、当該施設を利用する者の安全の確保に努めるものとする。

4 被災者の捜索及び救出等

(1) 被災者の捜索及び救出

県警察対策本部は、被災情報（国民保護法第126条第1項の被災情報をいう。以下同じ。）を集約するとともに、必要な調整を図った上で、警察用航空機、警察用船舶等を活用するなどして、被災者の捜索及び救出を行うものとする。この場合において、被害の規模により、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく広域緊急援助隊の派遣を必要と認めるときは、その派遣要求を公安委員会に上申するものとする。

(2) 緊急輸送等への協力

県警察対策本部は、医師、看護師等で編成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送についての協力要請があったときは、警ら用無線自動車による先導を行うなど、優先的な通行に対する特段の配慮をするものとする。

(3) 遺体の引渡し等

死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に当たっては、県、市町、医療機関等と協力し、迅速かつ的確に実施するように努めるものとする。

5 生活関連等施設の安全確保

(1) 安全確保のための意見の陳述

県警察対策本部は、知事、指定行政機関（事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）の長又は指定地方行政機関（事態対処法第2条第5号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）の長が国民保護法第102条第1項又は第2項の規定により生活関連等施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第27条に規定する生活関連等施設をいう。以下同じ。）の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるように要請しようとする場合において、同条第1項又は第2項の規定により意見の照会があったときは、当該措置を的確かつ安全に実施するために必要な事項について、意見を述べるものとする。この場合においては、知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長と連携し、管理者が生活関連等施設の安全の確保の措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時提供するなどにより、当該管理者及び当該施設に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 危険物質等の管理者等の安全確保

前記(1)の場合において、当該生活関連等施設が危険物質等（国民保護法第103条第1項に規定する危険物質等をいう。以下同じ。）の取扱所であり、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が国民保護法第103条第2項の規定により当該取扱所の警備の強化を求めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長と連携して、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(3) 支援の実施

ア 県警察対策本部は、生活関連等施設の安全の確保のため、生活関連等施設の管

理者又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等から国民保護法第102条第4項の規定による支援の求めがあったときは、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、指導、助言、警察官の派遣その他当該施設の安全の確保のために必要と認める措置を講ずるよう努めるものとする。県又は市町の管理する施設の安全の確保のため、知事又は市町長から支援の求めがあった場合も、同様とする。

イ 県警察対策本部は、本部長が必要があると認めるときは、生活関連等施設又は県若しくは市町の管理する施設の安全の確保のために必要と認める措置を講ずるものとする。

(4) 立入制限区域の指定に伴う措置

県警察対策本部は、公安委員会が国民保護法第102条第5項の規定により生活関連等施設の敷地及びその周辺区域を立入制限区域として指定したときは、ロープ及び標示の設置等により、立入りを制限する区域及び期間等を明らかにするものとする。

(5) 警察管理に係る生活関連等施設の安全確保

県警察対策本部は、県警察の管理に係る生活関連等施設について、速やかに警備の強化その他の安全確保のための措置を講ずるものとする。

6 武力攻撃災害への対処

(1) 事前措置

署長は、市町長又は知事から要請があったときは、国民保護法第111条第3項の規定による指示をするものとする。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を当該指示をすべき市町長に通知するものとする。

(2) 退避の指示

ア 警察官は、国民保護法第112条第1項の場合において、市町長若しくは知事による退避の指示（同項の規定による指示をいう。以下同じ。）を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める住民に対して、退避の指示をするものとする。この場合において、必要があると認めるときは、退避先を指示するものとする。

イ 前記アの場合においては、直ちに、その旨を当該指示をすべき市町長に通知するものとする。

(3) 土地、建物等の一時使用等

ア 警察官は、国民保護法第113条第1項又は第2項の場合において、市町長若しくは知事による同条第1項又は第2項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、同項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を当該措置を講ずべき市町長に通知するものとする。

イ 前記アの場合において、工作物を除去したときは、当該工作物を、当該工作物が設置されていた場所を管轄する署長に差し出すものとする。この場合において、署長は、当該工作物を保管しなければならない。

(4) 警戒区域の設定

警察官は、国民保護法第114条第1項の場合において、市町長若しくは知事による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、同項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を当該措置を講ずべき市町長に通知するものとする。

(5) N B C 攻撃等による災害への対処

ア 応急措置の実施

県警察対策本部は、武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤若しくは毒素又は危険物質等による汚染（以下「N B C 攻撃等による汚染」という。）が生じたときは、化学防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行うものとする。特に、化学物質による汚染の場合には、その除去活動に努めるものとする。

イ 要請に基づく措置

県警察対策本部は、N B C 攻撃等による汚染が生じた場合において、国民保護法第107条第3項の規定による知事からの協力要請があったときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄

すべきことを命ずること。

- (イ) 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- (ウ) 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
- (エ) 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- (オ) 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- (カ) 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

7 被災情報等の収集及び提供

(1) 被災情報の収集等

県警察対策本部は、ヘリテレ等の情報収集手段を有効に活用し、被災情報の収集を行うとともに、収集した被災情報を警察庁に報告し、及び知事に連絡するものとする。

(2) 適切な広報活動

県警察対策本部は、被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。この場合において、広報の内容については、関係機関との情報交換に配慮するものとする。

(3) 安否情報の収集及び提供

県警察対策本部は、保有する安否情報（国民保護法第94条第1項に規定する安否情報をいう。以下同じ。）については、速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。この場合において、原則として、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の所在地を管轄する地方公共団体の長に対し安否情報を提供するものとし、当該住民の住所地が判明している場合は、併せて当該住所地を管轄する地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

8 情報通信の確保

県警察対策本部は、武力攻撃災害発生直後の通信を確保するため、警察通信施設の

被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復を図るものとする。

9 道路交通の管理

(1) 交通状況の把握

県警察対策本部は、現場臨場した警察官からの報告、ヘリテレ、交通監視カメラ及び車両感知器等の活用、関係機関からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通規制

ア 交通規制の実施

県警察対策本部は、公安委員会が国民保護法第155条第1項の規定による交通規制の実施を決定したときは、関係機関に通知するとともに、関係機関と連携して、速やかに、当該決定に係る交通規制を実施するものとする。この場合において、特定公共施設利用法の規定に基づく道路の利用に関する指針が策定されているときは、その内容について、配意するものとする。

イ 隣接府県への要請

県警察対策本部は、公安委員会が国民保護法第155条第1項の規定による交通規制を実施する場合において、県外からの車両の流入を抑制する必要があると認めるときは、流入元となる隣接の府県警察に対して、周辺地域における交通規制を要請するものとする。

ウ 交通規制の周知徹底

県警察対策本部は、道路管理者と協力の上、交通規制の内容について、住民、運転者等への迅速な周知徹底を図るものとする。

(3) 緊急交通路の確保のための措置

警察官は、緊急交通路を確保するため、必要に応じ、放置車両の撤去、警察車両による先導又は一般車両の運転者等に対する車両移動等の措置命令を行うものとする。

10 応急の復旧

所属長は、武力攻撃災害の発生後、できる限り速やかに、県警察が所管する施設及び設備の点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害が生じているときは、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧に努めるものとする。

11 特殊標章等の交付

県警察対策本部は、武力攻撃事態等においては、別に定める基準に従い、職員その他国民保護措置に協力する者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書を交付するものとする。

12 兵庫県警察警備対策本部等における措置

前記1から11までに規定する措置のうち、県警察対策本部又は警察署対策本部が行うものについて、これらの対策本部を設置する前に当該措置を行う必要が生じたときは、県警察対策本部が行う措置にあつては兵庫県警察警備対策本部又は県警察連絡室において、警察署対策本部が行うものにあつては警察署警備対策本部又は警察署連絡室において、それぞれ行うものとする。

第4 平素からの措置

1 体制等の整備

(1) 参集体制の整備

所属長は、所属職員に対し、交通機関の途絶等を想定した自転車、徒歩等の代替手段を検討させ、参集体制を整備しておくものとする。

(2) 要員の指定

所属長は、県警察対策本部、県警察連絡室及び部隊の要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じて指定の見直しを加え、武力攻撃事態等への対応に備えておくものとする。

(3) 物資の備蓄及び調達体制の整備等

関係所属長は、物資の供給が困難となった場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を図っておくものとする。

(4) 関係機関との連携体制の整備

関係所属長は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用して関係機関との連携体制を整備しておくものとする。

(5) 情報伝達経路の多重化等

関係所属長は、武力攻撃災害の発生時に、消防等関係機関との連絡が迅速かつ確実に行えるよう、相互に協力して、情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等の措置を講じておくものとする。

(6) 画像情報の収集システムの整備

関係所属長は、機動的な情報収集活動を行うことができるよう、ヘリテレ、交通監視カメラ等画像情報の収集システムの整備を図っておくものとする。

(7) 情報通信体制の整備

ア 非常通信体制の整備

関係所属長は、武力攻撃災害の発生時に通信が途絶することがないように、非常電源を確保するなど、非常通信体制の整備を図るとともに、その定期点検を行っておくものとする。

イ 重要データのバックアップ等

関係所属長は、武力攻撃災害の発生により情報管理機能に支障を来した場合において速やかな回復を図るため、システム構成の二重化、重要データのバックアップ等を行っておくものとする。

ウ 伝達体制の整備

関係所属長は、警報及び緊急通報の内容を迅速かつ確実に伝達できるよう、各種通信手段の活用のための体制や設備の整備を図っておくものとする。

(8) 教養及び訓練の実施

所属長は、武力攻撃事態等を想定した招集・参集訓練、通信訓練、消防等の関係機関との共同訓練等の実施に努めるとともに、職員に対して、部内の情報連絡要領や他機関からの情報収集等、武力攻撃事態等における活動手順について教養を行っておくものとする。

(9) 装備資機材の整備

関係所属長は、国民保護措置の実施に必要な装備資機材の点検及び整備を行っておくものとする。

(10) 警察施設の整備

所属長は、警察署等の警察施設が武力攻撃事態等の発生時に応急対策の拠点となった場合を想定し、警察施設の点検及び整備を行っておくものとする。

2 避難誘導対策

(1) 避難実施要領のパターン作成への対応

署長は、市町が避難実施要領の基礎となるパターンを作成するに当たっては、緊密な意見交換を行っておくものとする。

(2) 離島における住民の避難

離島を管轄する署長は、離島の住民を島外に避難させる場合は、輸送手段に大きな制約があることから、関係機関と協力して、できる限り全住民の避難を視野に入れた体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(3) 自衛隊施設周辺における住民の避難

関係所属長は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、自衛隊車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、平素から自衛隊等と密接な連携を図っておくものとする。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 施設の実態把握

署長は、管轄区域内に所在する生活関連等施設について、その実態を把握しておくものとする。

(2) 管理者等に対する助言

関係所属長は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は当該生活関連等施設の周辺の状況、治安状況等を勘案し、必要があると認めるときは、施設の特性に応じた警備強化等安全確保に必要な助言を行うものとする。

(3) 管理者に対する安全確保の留意点の周知

関係所属長は、県が生活関連等施設の管理者に対して通知する施設の安全確保上の留意点について、県と協力して、周知させるよう努めるものとする。

4 交通対策

(1) 交通管理体制等の整備

関係所属長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、避難住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための広域的な交通管理体制を整備するとともに、信号機及び交通情報板等の交通管制施設の効果的な整備を図っておくものとする。

(2) 道路利用者に対する交通規制等の情報提供

関係所属長は、道路管理者と連携の上、道路利用者に対し、武力攻撃事態等における交通規制状況等の情報を適切に提供できるようにしておくものとする。

(3) 緊急交通路の把握

関係所属長は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送のため確保すべき道路についてあらかじめ把握しておくものとする。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

関係所属長は、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務（国民保護法第155条第2項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の2に規定する車両の運転者の義務をいう。）等について周知を図るものとする。

5 警察署国民保護計画の策定

署長は、この計画の実施について必要な警察署国民保護計画（以下「署計画」という。）を策定し、本部長の承認を受けるものとする。策定した署計画を変更するときも、同様とする。

第5 配慮すべき事項

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、住民の自由と権利に制限を加えるに当たっては、当該国民保護措置を実施するため、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

2 住民の権利利益の迅速な救済

(1) 国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。

(2) 国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書については、武力攻撃災害等による当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。この場合において、武力攻撃事態等が継続しているとき、又は国民の保護措置に関して不服申立て若しくは訴訟が提起されているときは、その保存期間を延長するなど適切に保存するものとする。

3 住民に対する情報提供及び協力の確保

(1) 武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

(2) 平素から、国民保護措置の重要性について住民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置のための訓練を行うときは、住民に対して、訓練への参加を要請するなど、住民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

(3) ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、適切な情報提供に努めるものとする。

4 関係機関との連携協力の確保

(1) 知事、市町長等から警察に対して、国民保護措置の実施に関し協力の要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(2) 広域にわたる避難、NBC攻撃等による災害に対応するための物資及び資機材の提供その他武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

5 高齢者、障害者等への配慮

警報、緊急通報等の情報伝達及び避難誘導、救援（国民保護法第75条第1項の救援をいう。）等においては、高齢者、障害者等の保護に特段の配慮をするものとする。

6 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、職員等の安全の確保に配慮するものとする。

第6 緊急対処保護措置に関する事項

1 国民保護措置の準用

前記第2から第5までの規定は、緊急対処保護措置について準用する。この場合において、これらの規定中「兵庫県警察国民保護対策本部」とあるのは「兵庫県警察緊急処理事態対策本部」と、「警察署国民保護対策本部」とあるのは「警察署緊急処理事態対策本部」と、「兵庫県国民保護対策本部」とあるのは「兵庫県緊急処理事態対策本部」と、「県国民保護対策本部」とあるのは「県緊急処理事態対策本部」と、「市町国民保護対策本部」とあるのは「市町緊急処理事態対策本部」と読み替えるものとする。

2 緊急対処保護措置実施上の留意事項

緊急対処保護措置を実施するに当たっては、警察が緊急処理事態を終結させるための第一義的な責任を有していることに配慮するものとする。